

福井県報

号外第11号
平成28年
3月14日(月)
火・金曜日 発行
1月1,800円郵送料共

公安委員会規則

(※は、県例規集掲載事項)

※福井県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則(一・警務課)：一

目次

公安委員会規則

福井県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月十四日

福井県公安委員会

委員長 菱川 健治

福井県公安委員会規則第一号

福井県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

福井県警察の組織等に関する規則(昭和三十五年福井県公安委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

本則中「少年課」を「少年女性安全課」に改める。

第二条第五号中「警備課」を

「警備課
警備警備対策課」に改める。

第八条第七号および第八号を次のように改める。

- 七 コンピューター技術および電気通信技術を使用した犯罪対策に関する企画、支援、調整等に関すること。
- 八 不正アクセス事犯の取締りに関すること。

第九条の三第一号中「少年警察」を「少年警察ならびに子供および女性を犯罪から守るための対策」に改め、同条第八号の次に次の

二号を加える。

九 ストーカー行為等の規制等に関すること。

十 配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関すること。

第十条第五号および第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号から第十九号までを二号ずつ繰り上げる。

第十三条の十二を第十三条の十四とし、第十三条の十一を第十三条の十三とし、第十三条の十を第十三条の十一とし、同条の次に次の一条を加える。

(警備警備対策課)

第十三条の十二 警備警備対策課において

は、「第七十三回国民体育大会」および

「第十八回障害者スポーツ大会」の開催に伴う警備警備に関する事務を分掌する。

第十三条の九を第十三条の十とし、第十三条の八を第十三条の九とし、第十三条の七を第十三条の八とし、第十三条の六の次に次の一条を加える。

(運転者サポートセンター室)

第十三条の七 運転免許課に、運転者サポ

ートセンター室を置く。

二 運転者サポートセンター室においては、前条第二号、第三号(講習指導に関する事務に限る。)、第四号、第五号および第六号に掲げる事務をつかさどる。

附則

この規則は、平成二十八年三月二十八日から施行する。

平成二十八年三月十四日印
平成二十八年三月十四日發

刷行

發行人
印刷人

〒九一〇一八五八〇
〒九一〇一〇八五八

福井県福井市大手三丁目十七番一號
福井県福井市手寄一丁目十五一二十七

福井県
柳竹下印刷所

☎ 三三二番